

木城町新規就農者支援事業

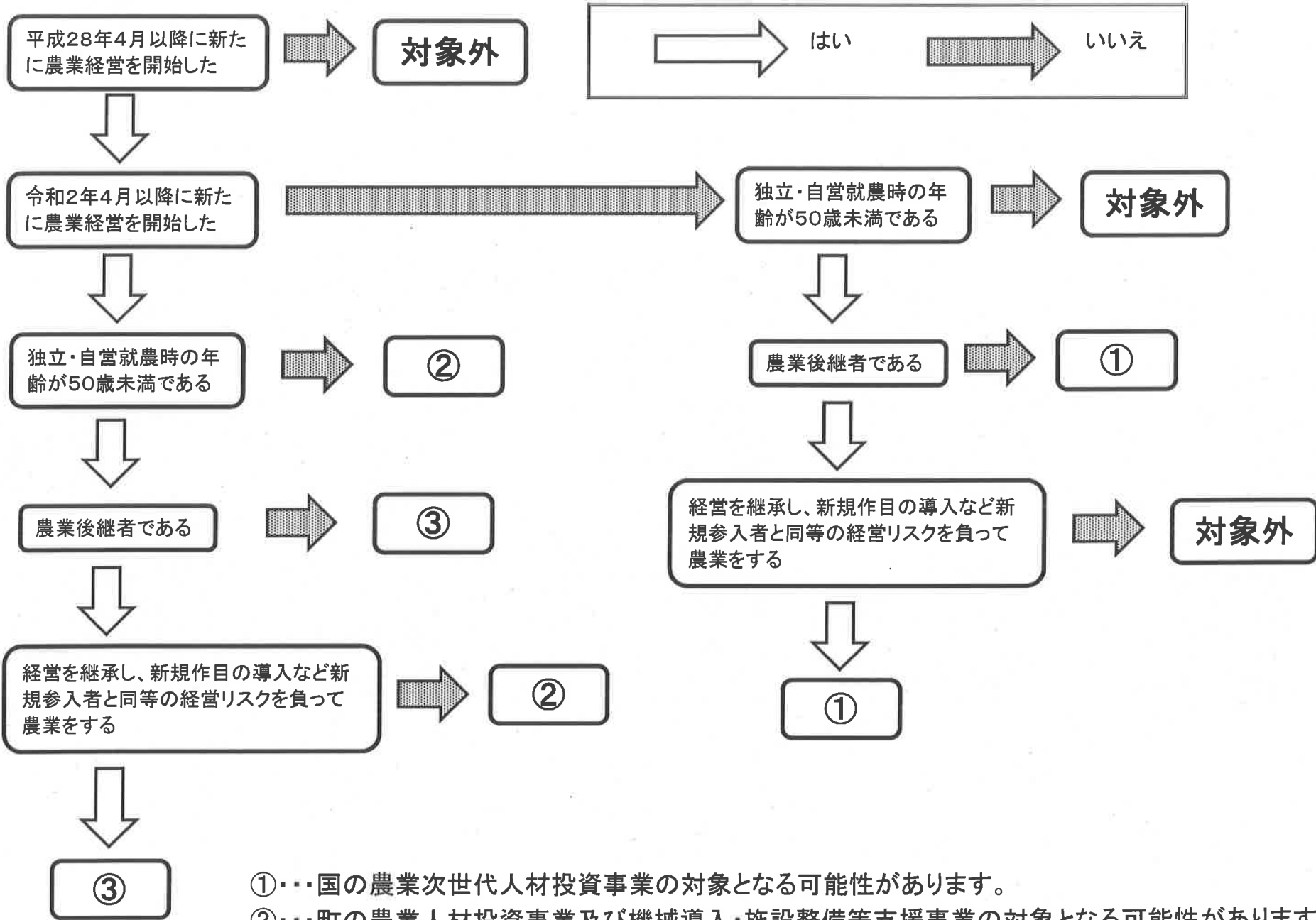
令和2年4月以降に新たに農業経営を開始する新規就農者を支援する事業を実施します。主な内容は下表のとおりです。
木城町で就農を検討されている方は、お気軽にご相談下さい。

事業名	(1)農業人材投資事業	(2)機械導入・施設整備等支援事業
項目	内容	内容
申請できる者	以下の①～⑩の全てを満たす者 ①木城町内に住所を有する ②町税等に未納がない ③令和2年4月以降に農業経営を開始している ④国の農業次世代人材投資事業(経営開始型)の交付対象者の要件を満たさない ⑤原則、農地の所有権又は利用権を有する ⑥経営開始5年以内に付加価値額の拡大を行う ⑦新規就農者又は認定農業者の共同申請の認定を受けている ⑧農業関係組織へ加入している ⑨失業手当など国の他の事業による給付を受けておらず、かつ、農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でない ⑩園芸施設共済引受対象となる施設を所有する場合は、園芸施設共済等に加入すること	以下の①～④の全てを満たす者 ①木城町内に住所を有する ②町税等に未納がない ③令和2年4月以降に農業経営を開始している ④令和5年3月31日までに新規就農者の認定又は認定農業者の共同申請の認定を受けている
補助対象となる経費	就農初期に係る運転資金、基盤整備費及び生活費等に活用できる用途を限定しない資金	①農畜産物の生産など農業経営の開始若しくは改善に必要な機械又は施設の改良、造成、復旧若しくは取得に要する経費 ②農地及び農業用施設用地の改良、造成又は復旧に要する経費
主な事業内容	資金を交付	①事業内容ごとに税抜き価格50万円以上である。 ②残存耐用年数5年以上のもの。ただし、中古の場合は、残存耐用年数2年以上で、個人売買は不可。 ③汎用性の高いものである場合には、農業経営の用途以外の用途に使用しないこと。 ④国、県、町等の他の補助事業と重複しないこと。
補助率等	100万円×1年間(夫婦で農業経営を開始する場合は150万円)	事業費の2分の1以内。補助上限は200万円。 認定新規就農者又は認定農業者の共同認定を受けた年度の翌々年度にまたがる複数年、複数回の申請は可能であるが、累計で補助上限を超えない範囲とする。
事業実施期間	令和2年度～令和4年度(3年間)	令和2年度～令和6年度(5年間)

問合せ先:32-4739(木城町役場産業振興課農政係)

(裏面に補助事業対象者確認フロー図を掲載)

補助事業対象者確認フロー図



- ①・・・国の農業次世代人材投資事業の対象となる可能性があります。
- ②・・・町の農業人材投資事業及び機械導入・施設整備等支援事業の対象となる可能性があります。
- ③・・・国の農業次世代人材投資事業及び町の機械導入・施設整備等支援事業の対象となる可能性があります。

①～③に該当する方は、木城町役場産業振興課農政係(32-4739)までご相談下さい。